



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。
台風シーズンとなりました。毎年被害がありますが、出来る限り少なく済むように、お祈りいたします。

さて、台風は中国語では簡体字で“台风”、繁体字で“颱風”と書きますが、要するに日本語と同じです。北京語での発音は“táifēng”ですが、中国語の音節末の“-ng”の音は、日本語に入ると消失してしまいますので、発音も同じようなものです。ところで、ご存知の通り、英語では台風のことを「typhoon」といいます。こちらは、「台風」とかなり似ていますが、両者の語源的関係は、どうなっているのでしょうか。

日本のサイトを見てみると、「いくつかの説がある」と書いてあるところが多いようです。

1) 中国南部では激しい風のことを「大風」といい、それがヨーロッパ諸国で「typhoon」と音写された後、中国に戻って「颱風」という字が当てはめられた。

2) アラビア語で「ぐるぐる回る」という意味の「tufan」が「typhoon」となり、中国語に入って「颱風」となった。

3) ギリシャ神話の風の神「typhon」が「typhoon」となり、中国に入ると「颱風」となった。

それぞれにもっともらしいと思いますが、いかがでしょうか。ある英語のサイトには、アラビア語「tufan」がポルトガル語を経て英語に入り、中国語「大風」の影響もあって、「typhoon」となった(16世紀)、という折衷案みたいなものを書いてありました。綴りから考えて、「typhon」も「typhoon」に影響を与えたと思いますが、いずれにせよ結論としては、「颱風」と「typhoon」が語源的に関係することは、確かなようです。



シーダ祭のお知らせ

先月号でもご案内しましたように、今年もシーダ祭を10月20日(日)に開催いたします。例年同様、楽しんでいただける企画が盛り沢山です。

なお、バザー用品の寄付も引き続きお願いしております。未使用品で、ご不要なものがございましたら、1階事務所窓口までお寄せください。皆様のご協力とご参加をお待ちしております。

お知らせ

河北医療財団では facebook ページを持っております。

今後、シーダ・ウォークのコンサートや、園芸活動等の様子も公開していきますので、是非ご覧になってみてください。



介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2019年8月25日発行 vol.147 編集:山口、村松、アリス・P・プリアントロ、大島

栄養科より今月の一押しメニュー



9月16日の「敬老の日」には、“栗ご飯”、“魚の西京焼き”をご用意します。その他、9月の献立には、“秋刀魚の塩焼き”、“秋野菜カレー”、“南瓜のクリームシチュー”など、季節感のある食材を取り入れています。旬の食材は、味が良いだけでなく、栄養も満点です。お食事をしっかりと、元気にお過ごしください。

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

◆ 9月14日(土)ロビーコンサート

【混声合唱団・杉唱会の皆さん】

◆ 9月21日(土)ロビーコンサート

【デュエット真子さん 他】

◆ 9月28日(土)ロビーコンサート

【矢作次郎さん】



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただき、この連載ですが、今回のテーマは…

ご存知ですか?任意後見契約

最近、「老い支度(おいじたく)」という言葉が、聞くようになりました。加齢により、誰も活動能力や健康状態は低下していき、最後はお亡くなりになります。そのような準備を、健康なうちから始めておく、というのが「老い支度」ですが、皆さんは、具体的にどのような準備を始めますか?

「遺言を残しておく」と、お答えになる人が多いと思います。確かに、遺言は、遺族に感謝の気持ちを伝える大事なものです。ただ、遺言は、ご自身が亡くなった後になってから生じる諸々の問題(財産の分配方法や、お葬式・埋葬の方法など)への備えとなるものです。つまり、遺言を残しても、加齢より健康状態や認知能力が低下していくときの備えにはなりません。

一昔前ですと、三世同居(祖父母、息子・娘夫婦、孫)の世帯も珍しくありませんでした。祖父母の健康状態が悪化しても、同居している息子・娘夫婦や、近所に住む甥・姪に面倒をみてもらう、ということがよくありました。

しかし、核家族化が進むにつれて、息子・娘夫婦や親族に負担をかけずに、亡くなるまでの老後の生活を送れるように準備をしておきたい、という希望が増えています。

任意後見契約は、そのような希望を叶えるための制度です。任意後見契約は、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ、財産管理や契約を代わりに行ってくれる人(任意後見人といいます)を決めておく、というものです。健康なうちから、将来の財産管理をしてもらう人を決めておきますので、ご自身の老後の生活の希望を十分に伝えておくことができます。例えば、任意後見人となる人に、老人ホームに入所することになった場合には、仲の良い友達が住んでいる地域の施設にしたいと伝えておいたり、認知症になった後も、あらかじめ決めた計画に従って、お孫さんにお小遣いを渡していく、といったこともできます。

老い支度の始め方について気になる方は、お気軽にご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀惇

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

シーダ・ウォーク防災訓練



近年、地震が発生する数が増加しています。

シーダ・ウォークでは、利用者さんの安全を守る為、

年に2回、地震・火災を想定した防災訓練を実施しています。

今回は、6月19日(水)に行った防災訓練の様子をご紹介します。



施設での火事を想定し、消火器の使い方を確認！



皆と息を合わせ鎮火開始！狙いバッチリ！



避難経路を確認しながら訓練します



利用者さんの避難誘導を想定した訓練も行います

今回は施設のスタッフで防災訓練を実地しましたが、利用者さんにも協力を仰ぎ一緒に訓練をしています。

また、消防署の職員をお招きし、防災訓練の指導をお願いしているなど、真剣に取り組んでいます。

これからも利用者さんの安全を守るため、防災訓練を実施し続けていきます。